

# 審査基準

平成19年8月8日作成

法令名	探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則
根拠条項	第4条第2項
処分の概要	探偵業届出証明書の再交付
原権者(委任先)	神奈川県公安委員会
法令の定め	探偵業の業務の適正化に関する法律 第4条第3項(探偵業届出証明書の交付)
審査基準	
標準処理期間	3日
申請先	申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全(第一)課
問い合わせ先	神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第二係 ☎ 045-211-1212 内線3471
備考	